

日野郡広域交流促進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日野郡広域交流促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日野郡地域が活力ある地域として発展するため、関係機関と緊密な連携を保ち、日野郡の魅力ある地域資源を活用した交流事業を推進することで交流人口の増加を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日野郡の観光資源や交流事業等地域の魅力の情報発信
- (2) 交流事業実践者の支援及び推進体制の構築のための環境整備
- (3) 会員相互の情報交換
- (4) その他協議会が定める事業

第2章 会員

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する団体の長の指定する者又は個人をもって組織する。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

(会費)

第5条

会員は会費を納入しなければならない。会費は、年会費とし、その額は次のとおりとする。

- (1) 公益的団体 1口5,000円
- (2) 法人・個人 1口1,000円

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第7条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の目的に反する行為があったとき。
- (2) この規約等に違反したとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

監 事 2名

(選任等)

第10条 役員は会員の中から総会において選任する。

(職務)

第11条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は協議会の業務及び会計を監査する。

(任期等)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員による場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 総会

(種別)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(開催)

第14条 通常総会は毎年5月末までにこれを開き、必要ある場合は臨時総会を開くことができる。但し、会員の5分の1以上の連署による要求があった場合は、臨時総会を開かねばならない。

(招集等)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、会長が議長となる。

(権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支計画の設定に関すること

(2) 事業報告及び収支決算に関すること

(3) 規約の変更

(4) 役員の選任

(5) その他運営に関する重要事項

(定足数)

第17条 総会は、会員現在数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 18 条 総会の議決は第 14 条に規定するものを除き出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

第 5 章 幹事会

(幹事会)

第 19 条 本会に幹事会をおき、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 幹事会は、役員及び幹事をもって構成する。

3 幹事は会長が指名する者とする。

4 幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(招集等)

第 20 条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

3 幹事会は、2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

4 幹事会の議決は、出席者数の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。

5 幹事会には、協議会の運営に関して見識を有する者の参加を求め、その者の意見を聴くことができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 21 条 協議会の事務を処理するため、事務局を鳥取県西部総合事務所日野振興センターに置く。

2 事務局に事務局長を置き、鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局長の職にある者をもって充てる。

(専決)

第 22 条 事務局長は、この規約に規定する会長の権限に属する事務を除き、専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、ただちに会長に報告しなければならない。

第 7 章 会計

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、幹事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

3 会長は、緊急を要し総会を招集するいとまがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず専決処分することができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 24 条 協議会の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 25 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 26 条 協議会に要する経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計手続)

第 27 条 前 4 条に定めるもののほか、会計手続は原則として鳥取県会計規則に準じる。

第 8 章 雑則

(規約の変更)

第 28 条 協議会がこの規約を変更するとき及び協議会を解散するときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 29 条 協議会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併
- (3) その他の協議会の存続が不可能となった場合

(細則)

第 30 条 この規約の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 25 年 5 月 7 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- 6 この規約は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。
- 7 この規約は、令和 8 年 5 月 11 日から施行する。